

## 令和6年度特定最低賃金の改正決定に関する申出書の内容等一覧

産業	項目	① 申出 ケース	② 提 出 月 日	具 体 的 審 査 内 容										⑭ 受 理 月 日		
				③適用 事業場数 (件)	④適用 労働者数 (人)	申 出 の 合 意 労 働 者 数 等						⑪合意比率 ⑥÷④ [⑧÷④] (%)	協約に よる 最低額 ⑫時間額 (円)		現行最賃 ⑬時間額 (円)	⑫-⑬ 差額 時間額 (円)
						⑤組合数	⑥労働者数 (人)	うち労働協約等		うち機関決定等						
								⑦組合数	⑧労働者数 (人)	⑨組合数 ⑤-⑦	⑩労働者数 ⑥-⑧(人)					
E234	電線・ケーブル製造業	労働協約	6/20	11	1,604	3	1,093	3	1,093	0	0	68.1%	1,206	999	207	6/20
											68.1%					
E242	三重県洋食器・刃物・手道具・金物類製造業	労働協約	7/4	73	1,752	2	755	2	755	0	0	43.1%	974	973	1	7/4
											43.1%					
E252 E253 E259 E261 ~ E265 E267 E269 E271 E272	三重県一般機械器具製造業	労働協約	7/3	490	16,088	18	5,556	18	5,556	0	0	34.5%	1,091	973	118	7/3
											34.5%					
E29 E30 E28	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	労働協約	6/28	331	26,120	18	16,251	18	16,251	0	0	62.2%	1,034	987	47	6/28
											62.2%					
E262 E311 E313 E315 E319	建設機械・鉱山機械製造業、自動車・同付属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、産業用運搬車両・同部分品・付属品製造業、その他の輸送機械器具製造業	労働協約	7/2	419	33,053	15	16,380	15	16,380	0	0	49.6%	1,047	1,022	25	7/2
											49.6%					

- ※ 1 「労働協約等」について、賃金の最低額の定めを含む労働協約（労働組合法第14条に規定する要件を満たしたものに限り）が締結されている場合。  
「機関決定」については、労働組合又は使用者団体により最低賃金を改正することが必要であるとの機関決定が行われている場合。
- 2 「③適用事業場数」及び「④適用労働者数」については、令和3年経済センサス基礎調査等に基づき推計した適用使用者数及び適用労働者数である。